

「広報まさき」広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、松前町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、松前町が発行する「広報まさき」（以下「広報紙」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第2条 広報紙に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）及び掲載できる広告等の内容等については、要綱第3条の規定によるものとする。

（広告の規格及び掲載位置）

第3条 広告の規格、表示場所等広告掲載に関する仕様は、別に定める。

（広告掲載料）

第4条 広告の掲載料は、広告枠1枠当たり月額20,000円とする。

（広告掲載回数）

第5条 広告の掲載回数は1回単位とし、1つの申し込みで連続して掲載できる回数は4回までとする。

（広告掲載の募集方法）

第6条 町長は、広報紙への広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を募集する場合は、広報紙又は町ホームページで公募するものとする。

2 申込者の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

（広告掲載の申込み）

第7条 申込者は、「広報まさき」広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

2 同一申込者が申し込める広告は、広報発行1回につき1件限りとする。

（広告掲載の決定）

第8条 町長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は広告主が予定の枠数を越えたときは、次の順位のより決定するものとする。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

- (2) 町内に事業所、営業所、店舗等を有する企業等
 - (3) 前2号に掲げる以外のもの
- 3 前項の規定による順位が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを優先する。
- 4 前2項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定するものとする。
- 5 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に「広報まさき」広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。
- 6 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

（広告内容の変更）

第10条 町長は広告の内容及びデザイン等が実施要綱及びこの要領に抵触していると認める場合は、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第11条 町長は次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催促、その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適切でないと認めたとき。

（広告掲載の取り下げ）

第12条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は返還しないものとする。

（広告掲載料の返還）

第13条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第 14 条 広告主は広報紙に掲載された広告について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から実施する。

様式第1号(第7条関係)

「広報まさき」広告掲載申込書

年 月 日

松前町長 様

申込者 氏
住所(所在地)

氏名(名称)

----- 印

() -

Fax() -

Eメール

担当者名

「広報まさき」広告掲載取扱要領第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。
なお、掲載の申し込みにあたり、松前町広告事業実施要綱及び「広報まさき」広告掲載取扱要領等を遵守いたします。

掲載希望号	年 月号 から 年 月号 まで (月分)
広告の内容	
別途提出するもの 及びその他	<ul style="list-style-type: none">・ 広告の原稿・・・

注 意 事 項

- 1 . 掲載する広告原稿（案）を必ず添付してください。
- 2 . 1 回あたりの広告掲載料は広報まさき広告掲載取扱要領のとおりです。
- 3 . 広告掲載料は、掲載決定後、町から送付される納入通知書に明記されている期日までに一括前納してください。
- 4 . 編集作業上、支障が生じたときは、協議のうえ広告掲載の希望月を変更させていただきます場合があります。
- 5 . 広告の版の内容に関する責任は広告主にあり、作成に係る一切の経費は、広告主の負担となります。
- 6 . 校正漏れによる内容の不備については、町はいかなる補償も行ないませんので、校正は慎重にお願いします。
- 7 . 掲載決定通知後、町が指定する期日までに、広告主が作成した原稿を電子媒体または紙媒体で提出していただきます。
- 8 . 広告欄には、町が作成する枠が付きます。
- 9 . 広告欄内には「広告」の文字が入ります。
- 10 . 場合によっては、課税状況等について税担当部署またはその他関係機関に確認することがあるため、その際には、同意書等を提出していただくことがあります。
- 11 . ご不明な点があれば、お問い合わせください。

様式第2号(第8条関係)

「広報まさき」広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

松前町長

年 月 日に申し込みのあった広報まさきへの広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1・掲載決定

掲 載 号	年 月号 から 年 月号 まで (月分)
広告の内容	
広告掲載料	円
備 考	

2・不掲載決定

理 由	
-----	--